

男鹿市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則をここに公布する。

令和5年8月24日

男鹿市教育委員会

教育長

男鹿市教育委員会規則第1号

男鹿市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときのその職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者の指名)

第2条 職務代理者は、あらかじめ教育長が指名する教育委員とする。

2 教育長は、前項の指名をしたときは、その結果を教育委員会の会議に報告するものとする。

(事務の委任)

第3条 前条第1項の規定により指名された職務代理者は、教育長の職務を代理するに当たり、自ら教育委員会事務局を指揮監督し事務を執行することが困難である場合には、必要と認める職務を、あらかじめ教育長が指定する事務局の職員に委任することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。